（政令第二十一条の六の額）

第四条　政令第二十一条の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、特定株式等について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

［一・二　略］

［削る］

（法第七十二条の二十五第十七項の方法）

第四条の六の四　法第七十二条の二十五第十七項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七　法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人　法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（以下この条及び第六条において「中間期間」という。）に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ　中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ　外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書

二　法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人　中間期間に係る収入金額に関する計算書並びに中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）

二　資源開発投資法人の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（政令第二十一条の六の額）

第四条　政令第二十一条の六第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

［一・二　同上］

2　政令第二十一条の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一　資源開発事業法人の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二　資源開発投資法人の特定株式等　当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（法第七十二条の二十五第十七項及び第十八項の方法）

第四条の六の四　法第七十二条の二十五第十七項及び第十八項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七　［同上］

一　法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人　当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ　当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ　外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

二　法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人　当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）